

令和4年度 第1回 久留米市福祉有償運送運営協議会

次 第

■日 時 令和5年2月20日（月）14：30～
■場 所 久留米市庁舎3階301会議室

1 開 会

2 委員紹介 . . . 資料1

3 会長及び副会長選出

4 説 明

(1) 久留米市福祉有償運送運営協議会の運営について . . . 資料2, 3

5 協 議

(1) 久留米市福祉有償運送運営協議会運営指針について . . . 資料4, 5

6 その他

7 閉 会

【配布資料】

- 資料1 久留米市福祉有償運送運営協議会委員名簿
- 資料2 福祉有償運送運営協議会について
- 資料3 久留米市福祉有償運送運営協議会設置要綱
- 資料4 福祉有償運送をとりまく久留米市の現状について
- 資料5 久留米市福祉有償運送運営協議会運営指針（案）について

久留米市福祉有償運送運営協議会委員名簿

選任区分	氏名	所属団体等
運輸支局等	東 祐樹	福岡運輸支局輸送部門首席運輸企画専門官
学識経験者	濱崎 裕子	久留米大学人間健康学部 教授
運送利用者の代表	豊福 悦子	久留米市老人クラブ連合会 副会長
運送利用者の代表	坂井 恵子	久留米市身体障害者福祉協会 副会長
住民等代表	永松 千枝	久留米市校区まちづくり連絡協議会 理事
住民等代表	奥村 豊彦	久留米市民生委員児童委員協議会 副会長
ボランティア団体代表	飛永 由記代	久留米市ボランティア連絡協議会 理事
公共交通機関等代表	大石 一紀	久留米市タクシー協会 会長
一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体代表	森 好弘	久留米地区ハイタク労働組合協議会 事務局長
その他市長が必要と認める者	吉田 裕子	社会福祉法人久留米市社会福祉協議会 事務局長
久留米市	宮原 義治	久留米市健康福祉部 部長
久留米市	青井 浩	久留米市都市建設部交通政策課 課長

福祉有償運送運営協議会について

1. 福祉有償運送とは

タクシー等の公共交通機関では要介護者、障害者等に対して十分な輸送サービスが確保できないと認められる場合に、NPO、公益法人、社会福祉法人等が、実費の範囲内であり、営利と認められない範囲の対価で、乗車定員 11 人未満の自家用自動車を使用して会員に対して行うドア・ツー・ドアの個別輸送サービス。

この福祉有償運送を行う場合には、運輸支局長等の行う登録を受ける必要がある。

2. 福祉有償運送運営協議会の目的

道路運送法の規定に基づき、福祉有償運送に関し、その必要性及びこれらを行う場合における安全の確保及び運送区域や旅客から収受する対価など条件等について、関係者間で合意を図るために設置・開催するもの。

- ・福祉有償運送を行う場合には、NPO 等は国土交通大臣（運輸支局長）の登録を受ける必要がある。（道路運送法第 79 条）
- ・登録申請にあたり、市町村等の「運営協議会」において、協議が整っていない場合は、登録できない。（道路運送法第 79 条の 4 第 1 項第 5 号、同施行規則）

【福祉有償運送運営協議会で協議する項目】

- ①福祉有償運送の必要性、②運送の区域、③旅客から収受する対価、④旅客の範囲、⑤その他必要と認められる措置

3. 今回の協議案件について

- ・令和 3 年 10 月 12 日に NPO 法人より、久留米市で高齢者・障害者を対象とした福祉有償運送を行いたい旨の相談があった。
- ・当市における福祉有償運送の実施の必要性と、これを踏まえた久留米市福祉有償運送運営協議会運営指針の見直し、また、運営指針に基づく当該法人の運行の是非について協議を行うもの。

久留米市福祉有償運送運営協議会設置要綱

(設置及び趣旨)

第1条 この要綱は、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）の規定に基づき、福祉有償運送（以下「運送」という。）の適正な運営の確保を通じ、久留米市民の福祉の向上を図るため、久留米市福祉有償運送運営協議会（以下「協議会」という。）を設置し、組織及び運営その他必要な事項について定める。

(協議事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 法第79条の規定に基づき、福祉有償運送の登録（法79条の6第1項の規定に基づく有効期間の更新の登録及び法第79条の7第1項の規定に基づく変更登録を含む。）を申請する場合における運送の必要性、旅客から収受する対価に関する事項
- (2) 法第79条の12第1項第4号の規定による合意の解除に関する事項
- (3) 協議会の運営方法、福祉有償運送のサービス内容その他福祉有償運送に関し協議会が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、委員12人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者の中から市長が任命又は委嘱する。

- (1) 久留米市 久留米市長が指名する職員
- (2) 運輸支局等 九州運輸局福岡運輸支局長が指名する職員
- (3) 学識経験者 福祉及び公共交通に識見を有する者
- (4) 運送利用者の代表
- (5) 住民等代表
- (6) ボランティア団体代表
- (7) 公共交通機関等代表
- (8) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体代表
- (9) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、任期中であっても、本来の職を離れたときは委員の職を失う。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員の再任は、これを妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は必要に応じて会長が召集し、これを主宰する。

2 協議会は、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。

3 会長が必要と認めるときは、協議会に関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

4 協議は、出席した委員のうち3分の2以上の賛成で整ったものとする。

(守秘義務)

第7条 委員は、協議会において知り得た個人の秘密を、他に漏らしてはならない。

(連絡・通報窓口の設置)

第8条 福祉有償運送に関する相談、苦情、その他に対応するため、連絡・通報窓口を定めるものとする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、健康福祉部長寿支援課又は障害者福祉課において処理する。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年1月31日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年8月1日から施行する。

附 則

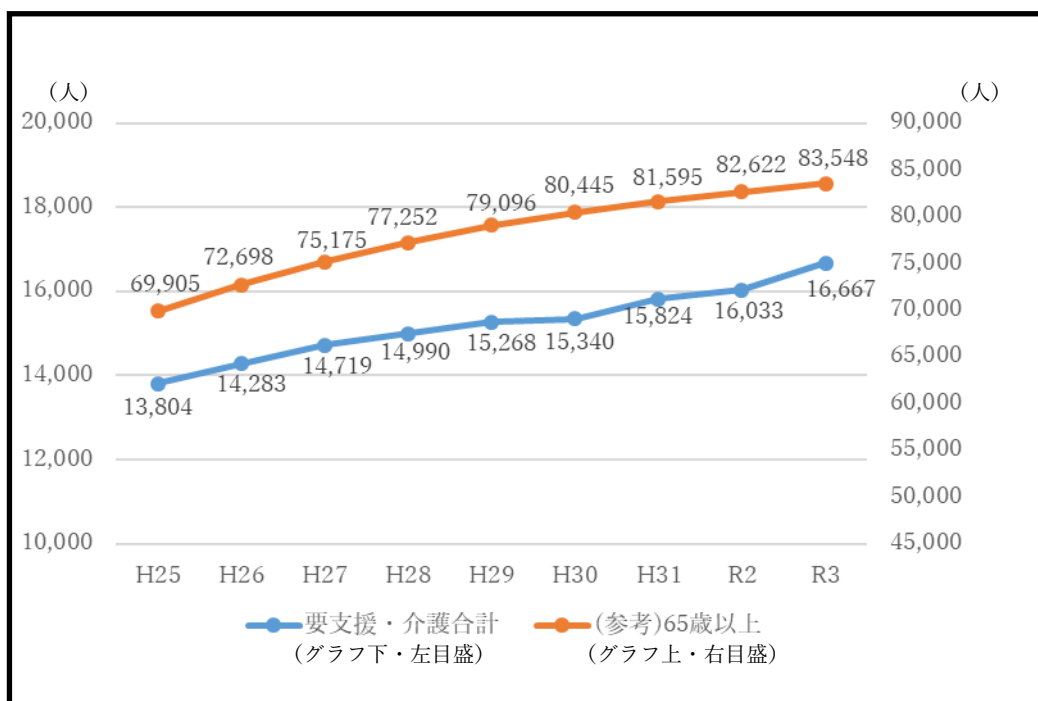
この規則は、令和5年1月24日から施行する。

福祉有償運送をとりまく久留米市の現状について

本資料は、福祉有償運送の対象となる要介護等高齢者や障害者手帳の保持者等の現状、市の交通支援に係る施策、また市内のタクシーの動向などをまとめたもので、福祉有償運送に係る必要性等についてご協議頂くための参考資料です。

1. 久留米市における高齢者の現状

(1) 高齢者数及び要支援・要介護者数の推移



(単位: 人)

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3
65歳以上	69,905	72,698	75,175	77,252	79,096	80,445	81,595	82,622	83,548
要支援・介護合計	13,804	14,283	14,719	14,990	15,268	15,340	15,824	16,033	16,667
うち要支援	3,653	3,723	3,860	4,005	3,971	3,737	4,113	4,150	4,250
うち要介護	10,151	10,560	10,859	10,985	11,297	11,603	11,711	11,883	12,417

(各年3月31日現在。但し65歳以上は4月1日現在)

⇒ 高齢者数の増加に伴い、要支援・要介護認定者は年々増加している。

(2) 介護者が抱えるニーズについて（令和元年度久留米市在宅介護実態調査より）

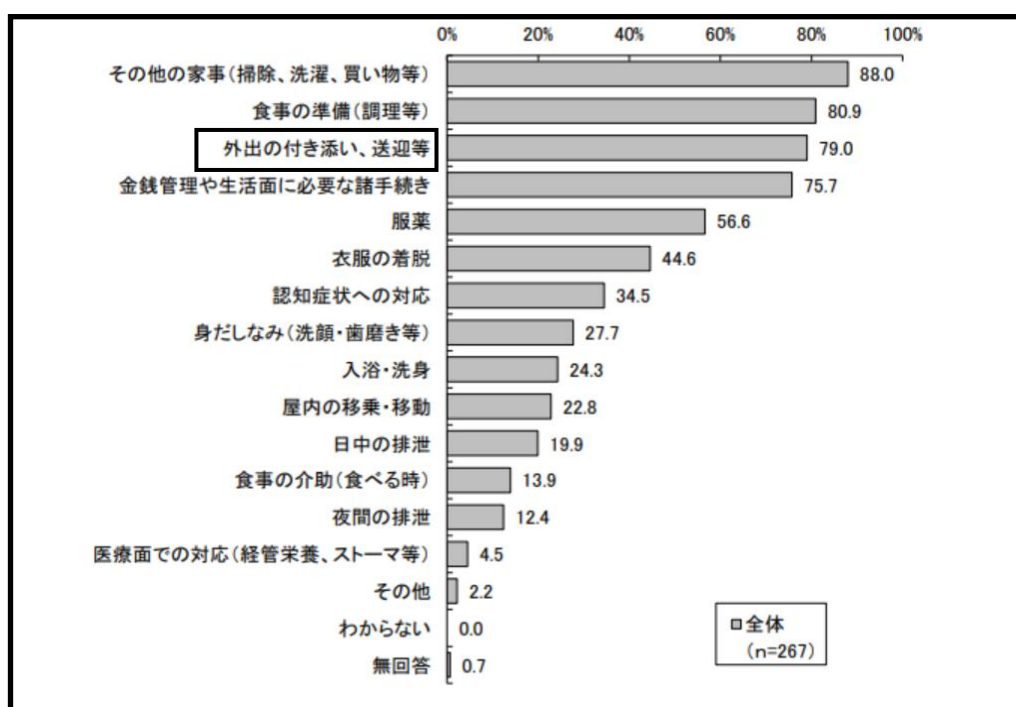
【令和元年度久留米市在宅介護実態調査】

高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画策定の基礎資料として、「高齢者の適切な在宅生活の継続」と「介護者（ご家族等）の就労の継続」の実現（いわゆる介護離職ゼロ）等を検討することを目的に下記の方法で調査したものです。

調査対象と標本数	在宅で生活する要支援・要介護認定者のうち、更新申請または変更申請に伴い認定調査を受ける（受けた）方
調査方法	訪問による聞き取り
有効回収数	293件（うち介護者からの回答 267件）
調査期間	令和元年12月～令和2年3月

① 主な介護者が行っている介護

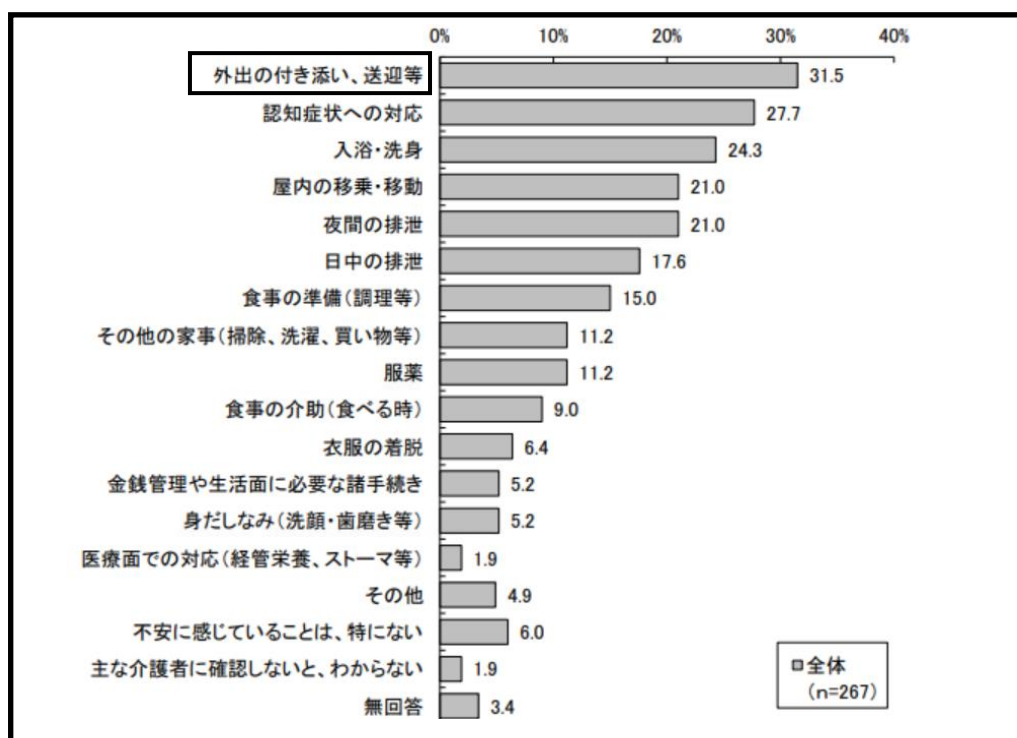
（複数回答）



⇒介護者の約8割が「外出の付き添い、送迎等」の介護を行っている。

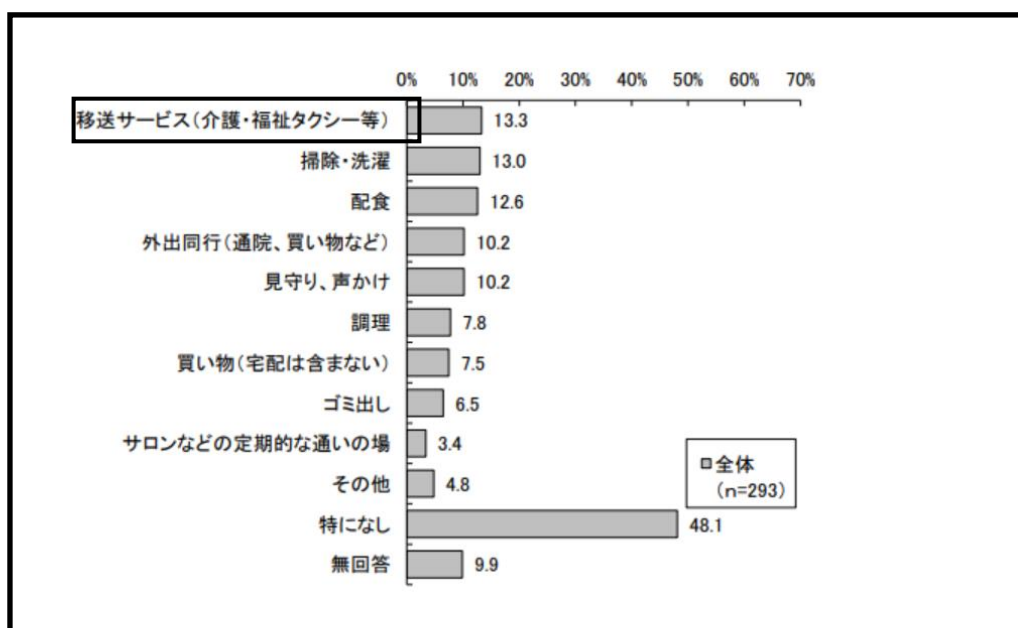
②主な介護者が不安に感じる介護等

(複数回答)



⇒介護者が最も不安に感じる介護として「外出の付き添い、送迎等」
を回答している。

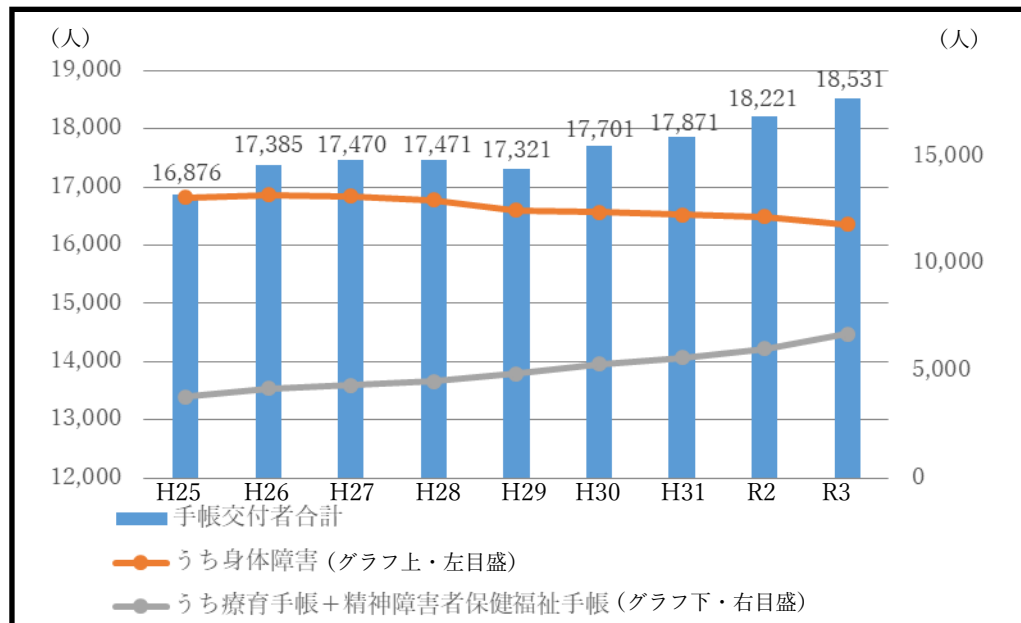
③今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス（複数回答）



⇒「外出の付き添い、送迎等」を今後の在宅生活の継続に最も必要な支援・サービスとして回答している。

2. 久留米市における障害者の現状

(1) 障害者手帳交付者数の推移



(単位: 人)

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3
手帳交付者合計	16,876	17,385	17,470	17,471	17,321	17,701	17,871	18,221	18,531
うち身体障害	13,085	13,205	13,143	12,964	12,472	12,399	12,272	12,190	11,814
うち療育手帳	1,947	2,013	2,012	2,103	2,334	2,427	2,545	2,594	2,751
うち精神障害者保健福祉手帳	1,844	2,167	2,315	2,404	2,515	2,875	3,054	3,437	3,966

(各年4月1日現在)

⇒障害者手帳保持者は年々増加している。身体障害者手帳保持者は減少

しているが、知的障害者・精神障害者手帳保持者が増加している。

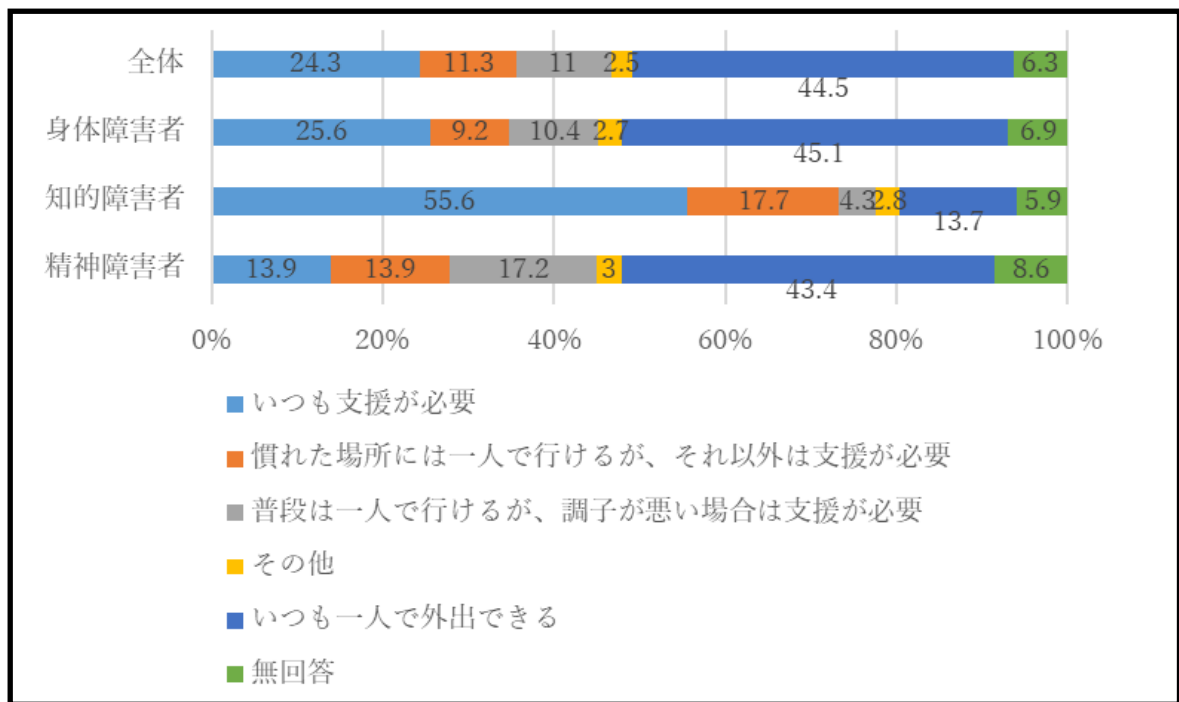
(2) 障害者が抱えるニーズについて（久留米市障害者（児）生活実態調査より）

【久留米市障害者（児）生活実態調査】

障害者の生活実態やニーズを把握し、第3期久留米市障害者計画、第5期久留米市障害福祉計画及び第1期久留米市障害児福祉計画の策定の基礎資料とするために、障害者の生活実態等を調査したものです。

査対象と標本数	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者、自立支援医療（精神通院制度）の利用者（3,900人）、特定疾患医療受給者証の所持者（400人）、発達の面で支援が必要と思われる子どもをもつ保護者（400人）
調査方法	郵送による配布回収・機関を通じた配布回収
有効回収数	1,890件
調査期間	平成29年1月31日～平成29年3月6日

①外出時の付き添い等の支援の必要性の有無



⇒いつも一人で外出できる方が全体で約45%。一方で何らかの支援が必要な方は約47%で、特に知的障害者の方の割合が高い。

**②（上表で「いつも一人で外出できる」を選んだ人以外で）1人で外出できない場合
の外出方法**

項目	割合 (%)
家族に付き添ってもらっている	60.0
福祉サービスの移動支援（同行援護、行動援護等）を利用	21.8
友人や知人、ボランティア等に付き添ってもらっている	7.6
福祉タクシー等の移送サービスを利用している	4.8
その他	11.0
無回答	17.7

⇒いつも一人で外出できない方のうち、福祉タクシー等の移送サービス

利用者は約5%程度に留まっている。

③外出に関して、不便や困難を感じること

	1位	2位	3位	4位
身体 障害者	道路・建物の段差や 電車・バス等の乗り 降りが大変	障害者用の駐車スベ ースや案内表示等、 障害者に配慮した設 備が十分ではない	交通費の負担が大 きい	障害者用トイレが 少ない
	22.7	16.8	15.3	14.4
知的 障害者	外出先でコミュニ ケーションが取り にくい	周りの人の目が気 になる	交通費の負担が大 きい	道路・建物の段差や 電車・バス等の乗り 降りが大変
	28.3	16.1	15.5	14.0
精神 障害者	交通費の負担が大 きい	周りの人の目が気 になる	外出先でコミュニ ケーションが取り にくい	必要なときに、周 りの人の手助けや配 慮が足りない
	30.3	23.6	19.9	10.9
（参考） 自立支 援医療 制度	交通費の負担が大 きい	周りの人の目が気 になる	外出先でコミュニ ケーションが取り にくい	気軽に利用できる 移動手段が少ない （福祉タクシーや リフト付きバス等）
	28.7	22.2	14.3	11.5

⇒バリアフリーや公共交通機関の乗降に不便を感じている方が多い。

3. 久留米市における交通支援の現状

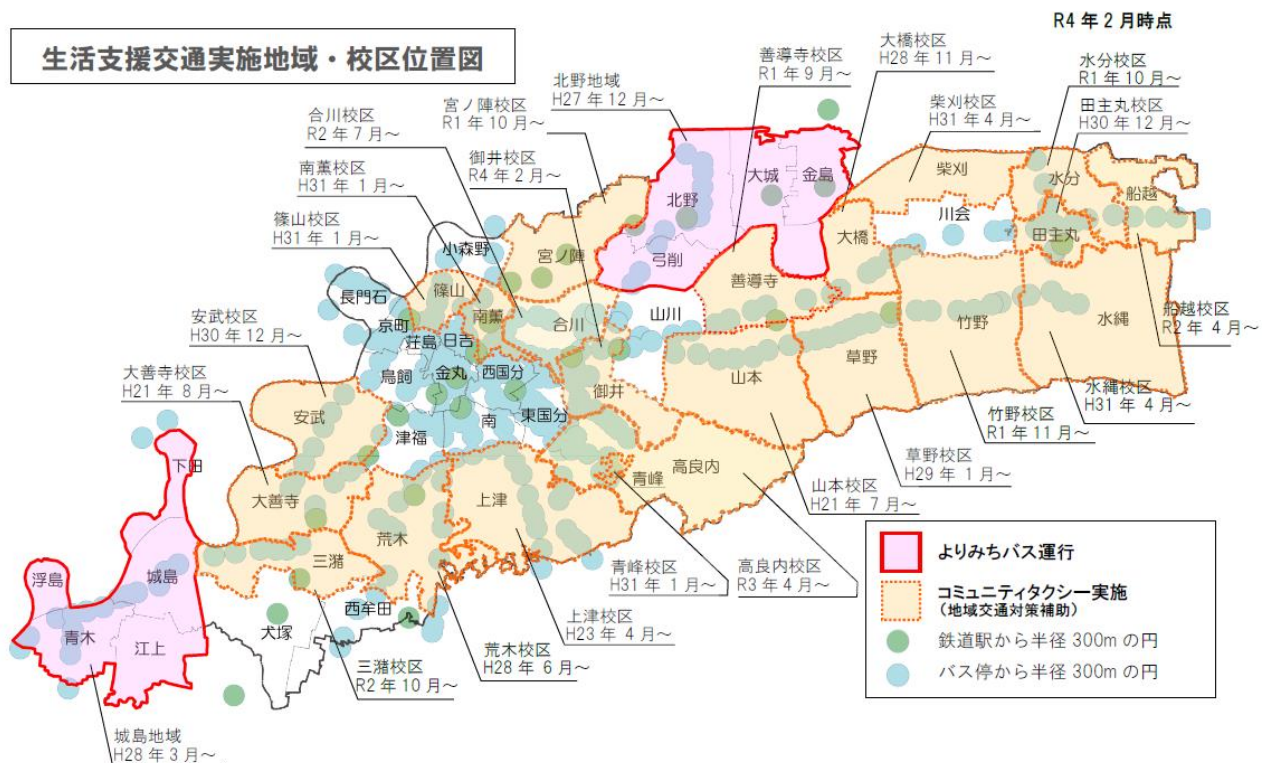
(1) よりみちバス

概要	10人乗車両を用いて、決まったルートを決まった時間に走り、どなたでも利用できるコミュニティバス
運行エリア	北野地域 (H27.12~) 及び城島地域 (H28.3~)
利用料金	1回 200円 (その他、1日乗車券 300円、1か月定期券 1,000円)
利用者実績	12,636人 (令和3年度) ※1日あたり利用者人数: 43.1人
その他	運行ルートやダイヤについては、地域のコミュニティ組織の代表者や民生委員・児童委員、よりみちバスの利用者などで構成される検討会で検討

(2) コミュニティタクシー

概要	公共交通利用不便地 ^{※1} で、鉄道、路線バスを補完し高齢者を主体とした移動制約者 ^{※2} に対する日常の移動手段(鉄道、路線バスへの乗り継ぎ、買い物、通院等)を確保するため、料金の一部を補助 ※1 公共交通利用不便地: バス停や鉄道駅から半径300m以内に路線バスや鉄道等が運行されていないため日常生活を自家用車に頼らざるをえない地域 ※2 移動制約者: 70歳以上の公共交通利用不便地に居住する方(基本)、その他校区が日常生活の移動支援を必要と認める方(特例)
対象者	上述の移動制約者のうち、登録を行った者
補助額	利用1回につき300円(但し運賃1,000円以上で他者と相乗り時は600円)
利用回数	登録者1人あたり、1年度あたり原則50回まで

(参考 よりみちバス・コミュニティタクシー実施校區別地図)

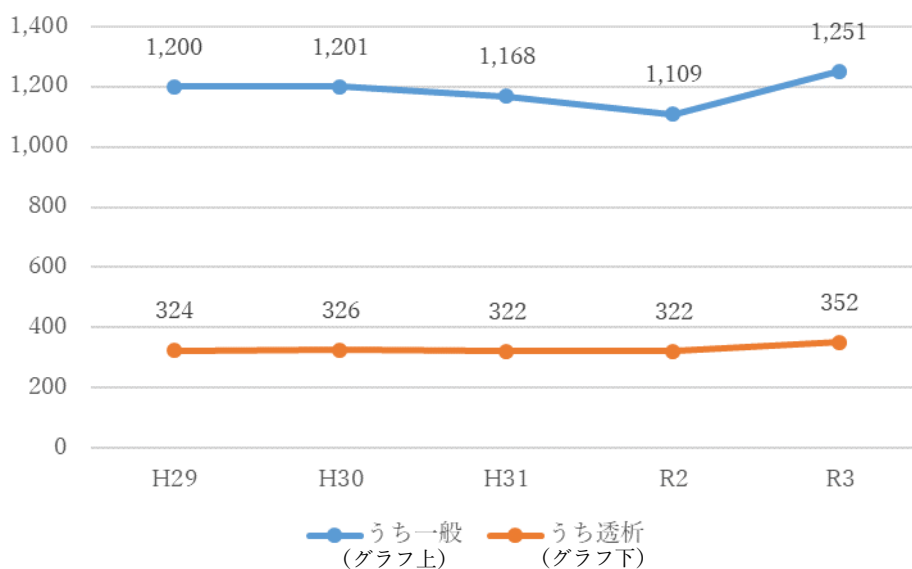


(3) 福祉タクシー券交付

概要	軽自動車税・自動車税の減免を受けていない在宅重度心身障害者に交付し、初乗り料金を助成。
対象者	身体障害者手帳 1・2 級のうち視覚障害、肢体不自由、単一の内部機能障害の方、療育手帳 A 又はこれに相当する判定を受けた方、精神障害者保健福祉手帳 1 級保持者
利用料金	1 回 200 円（その他、1 日乗車券 300 円、1 か月定期券 1,000 円）
交付枚数	月 4 枚。但し腎臓機能障害で透析を受けている方は月 6 枚
交付者数	1,603 人（うち一般 1,251 人、透析 352 人）

【参考 タクシー券交付者数の推移】

(単位：人)



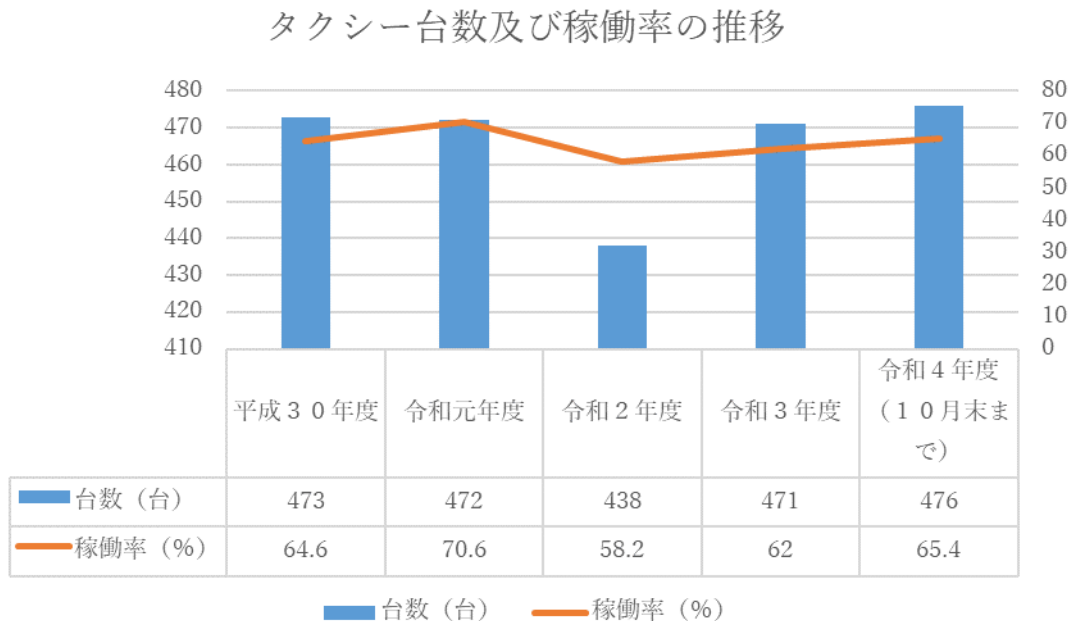
⇒福祉タクシー券の交付者数は横ばいもしくは微増傾向

4. 久留米市におけるタクシーの現状（久留米市タクシー協会より提供）

① 久留米市におけるタクシーの台数及び稼働率*の状況

*稼働率：営業時間に占める実車時間（お客様が乗車している時間）の割合

※下表は久留米市タクシー協会会員の台数及び稼働率で、福祉輸送事業限定事業者を除く。



⇒タクシー台数及び稼働率は令和2年度に減少したが、令和4年度には
コロナ禍前の水準にまで回復

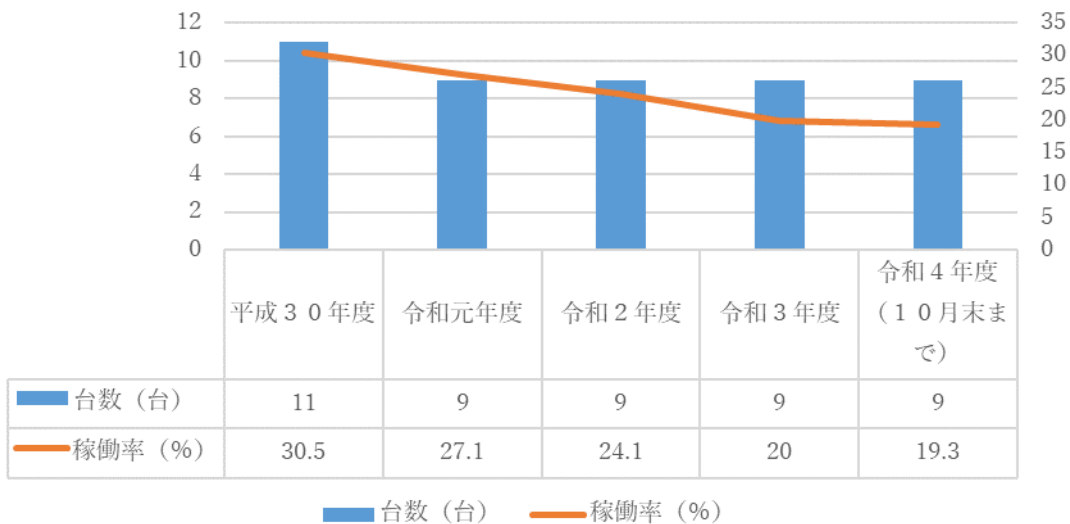
※なお、久留米市タクシー協会加盟のタクシー事業者では、普通車扱いで車椅子を搭載できる車両を19台保有。

車種	搭載可能	台数
日産・キューブ	車椅子	1台
トヨタ・ジャパントクシー	車椅子	16台
トヨタ・ノア	車椅子	1台
日産・セレナ	車椅子	1台

② 福祉輸送事業限定事業者のタクシー台数と稼働率の状況

※福祉輸送事業限定事業者：介護サービスと一体での輸送や民間救急による輸送など、一般のタクシー運送許可とは別に、福祉輸送に限定した許可を受けた事業者

タクシー台数及び稼働率の推移（福祉輸送事業限定事業者）



(参考：上表のタクシー9台の内訳)

車種	搭載可能	台数
トヨタ・ハイエース	ストレッチャー	4台
トヨタ・タウンエース	ストレッチャー	1台
トヨタ・ノア	車椅子	2台
ホンダ・Nボックスプラス	車椅子	1台
トヨタ・ラクティス	車椅子	1台

⇒福祉車両タクシー台数は横ばいだが、一方で稼働率は年々低下している。

久留米市福祉有償運送運営協議会運営指針（案）について

1. 運営指針の位置づけ

- 久留米市福祉有償運送運営協議会運営指針とは、福祉有償運送ガイドブック（平成 20 年 3 月国土交通省自動車交通局旅客課）の趣旨・内容を踏まえ、久留米市福祉有償運送運営協議会における福祉有償運送の協議事項に関する方針を定めたものです（平成 17 年に制定）。

本指針は、本市における福祉有償運送の必要性を踏まえた上で、運送主体、その責務、運送の対象者、運送区域、使用車両、運転者の要件や旅客から收受する対価等を定めているものです。

協議会ではこの指針に沿って申請に係る協議を行い、協議が整った際には申請者が運輸支局に登録申請する際に必要となる「協議が整ったことを証する書類」を交付することとなります。

※今回お示しした運営指針（案）は、現行の運営指針（平成 17 年制定）を元に法改正等を反映したものです。

2. 本運営指針（案）に係るご検討について

- 久留米市福祉有償運送運営協議会運営指針については、現在の本市の福祉有償運送をとりまく現状を踏まえ、各委員に本市での福祉有償運送の実施の必要性等についてご審議いただいた上で、この結果を踏まえた運営指針（案）への追加や修正等について協議いただきたいと考えております。

○ 検討のポイント

- (1) 本市での福祉有償運送の必要性
- (2) 久留米市福祉有償運送運営協議会運営指針に係る主な項目
 - ①運送の対象（運営指針 4）
 - ②運送の区域（運営指針 5）
 - ③使用車両（運営指針 6）

久留米市福祉有償運送運営協議会運営指針（案）

1. 目的

本指針は、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。以下「規則」という。）第49条第2号に定める福祉有償運送において、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第79条の登録に先立ち必要とされる、久留米市福祉有償運送運営協議会（以下「協議会」という。）における協議事項に関する方針を定めることで、登録申請団体からの協議を円滑に行うことを目的とする。

2. 運送主体

(1) 福祉有償運送を実施しようとする団体（以下「運送主体」という。）は、営利を目的としない団体であり、当該福祉有償運送を行うことが、団体の目的の範囲内であることを条件とする。

(2) 営利を目的としない団体とは、次のとおりとする。

- ①特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人
- ②一般社団法人又は一般財団法人
- ③地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第7項に規定する認可地縁団体
- ④農業協同組合
- ⑤消費生活協同組合
- ⑥医療法人
- ⑦社会福祉法人
- ⑧商工会議所
- ⑨商工会
- ⑩営利を目的としない法人格を有しない社団であって、代表者の定めがあり、かつ、当該代表者が法第79条の4第1項第1号から第3号までのいずれにも該当しない者であるもの

3. 責務

運送主体は、指針に沿って、安全かつ適切な運送の実施に努めなければならない。

4. 運送の対象

福祉有償運送の対象者は、次に掲げる者のうち、他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ単独でタクシー等の公共交通機関を利用することが困難な者（以下「移動制約者」という。）であって、運送しようとする旅客の名簿に記載されている者及びその付添人とする。

- ①身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者
- ②精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条に規定する精神障害者
- ③福岡県療育手帳交付要綱第3条に規定する療育手帳の交付対象者
- ④介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者
- ⑤介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者
- ⑥介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の62の4第2号の厚生労働大臣が定める基準に該当する者

⑦その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

5. 運送の区域

旅客の運送の発地又は着地のいずれかが久留米市内にあることを要する。

6. 使用車両

(1) 福祉有償運送にあつては、次の車両を使用するものとする。

①寝台車：車内に寝台（ストレッチャー）を固定する設備を有する自動車

②車いす車：車いすの利用者が車いすのまま車内に乗り込むことが可能な自動車であつてスロープ又はリフト付きの自動車

③兼用車：ストレッチャー及び車いすの双方に対応した自動車

④回転シート車：回転シート（リフトアップシートを含む）を備える自動車

⑤セダン等（貨物運送の用に供する自動車を除く）

(2) 福祉有償運送に使用する車両を使う権原（所有権、賃貸借権等の使用権）は運送主体が有するものとする。この場合において、運転者等から提供される自家用自動車を使用するときは、以下の事項に適合することを要するものとする。

①運送主体と、自家用自動車を提供し当該運送に携わる者との間に当該車両の使用に係る契約が締結され、当該契約の内容を証する書面が作成されていること。

②当該契約において、福祉有償運送の管理及び運営、特に事故発生、苦情等への対応について運送主体が責任を負うことが明確化されていること。

③利用者に対し、事故発生、苦情等の対応に係る運送主体の責任者及び連絡先が明瞭に表示されていること。

(3) 福祉有償運送のサービス実施時において、運送主体は外部から容易に識別できるよう、使用自動車の車体の両側面に、運送主体の名称、「福祉有償運送車両」の文字及び登録番号を表示しなければならない。

(4) 前号の文字は、1文字の大きさが1辺50ミリメートル以上で、ステッカー、マグネットシート又はペンキ等による横書きとする。

(5) 運送主体は、使用する車両の型式、自動車登録番号及び初度登録年、損害賠償措置、関係する設備又は装備その他必要な事項を記入した車両登録簿を作成し、適切に管理するほか、久留米市（以下「市」という。）又は協議会より閲覧の要求があった場合には、これに応じなければならない。

7. 運転者

(1) 運転者は規則第51条の16に規定する要件を満たさなければならない。また、運送主体は次に定める要件を満たすことを証する書面の提出を協議会に対して行うものとする。

①第二種運転免許証を保有しており、かつその効力が停止されていないこと。

②第二種運転免許を保有していない運転者にあつては、運転者が申請前の2年間において運転免許停止以上の処分を受けていない者であり、かつ、国土交通大臣が定める必要な講習を修了していること。

③福祉車両以外の自動車を使用する場合、運転者又は乗務する者のいずれかが、国土交通大臣が

定める乗降介助に係る必要な講習を修了していること。

- (2) 運送主体は運転者に対して、疾病、疲労、飲酒等の確認及び必要な指示を行い、運転者ごとに確認を行った旨及び指示の内容を記録し、その記録を1年間保存しなければならない。
- (3) 運送主体は運転者に対して次の事項を記録させ、その記録を1年間保存しなければならない。
- ①運転者の氏名
 - ②乗務した自動車の登録番号
 - ③乗務の開始及び終了の地点、日時、主な経過地点、乗務した距離
 - ④事故又は異常な状態が発生した場合には、その概要及び原因
- (4) 運送主体は運転者ごとに次の事項を記載した運転者台帳を作成し事務所に備えなければならない。なお、運転者でなくなった場合には、運転者台帳にその年月日及び理由を記載し、2年間保存しなければならない。
- ①作成番号及び作成年月日
 - ②運送主体の名称
 - ③運転者の氏名、生年月日及び住所
 - ④運転免許証の番号及び有効期間並びに運転免許の年月日、種類及び条件
 - ⑤運転者の要件に係る事項
 - ⑥事故を起こした場合又は道路交通法（昭和35年法律第105号）に基づき運送主体に対して通知を受けた場合はその概要
 - ⑦運転者の健康状態
- (5) 運送主体は、次の事項を記載し運転者の写真を貼り付けた運転者証を作成し、旅客に見やすいように表示又は自動車内に掲示しなければならない。
- ①作成番号及び作成年月日
 - ②運送主体の名称
 - ③運転者の氏名
 - ④運転免許証の有効期間
 - ⑤運転者の要件に係る事項

8. 損害賠償

福祉有償運送に使用する全ての車両は、福祉有償運送の提供時における事故を補償対象とする、以下の要件を全て満たす任意保険又は共済に加入していなければならない。なお、搭乗者傷害を対象に含むものに限る。

- ①損害賠償限度額が対人8,000万円、対物200万円以上であること。
- ②運送主体の法令違反が原因の事故について補償が免責となっていないこと。
- ③保険期間中の保険金支払額に一定割合の負担額その他の制限がないこと。

9. 運送の対価

旅客から収受する対価は、法第79条の8及び規則第51条の15の規定に基づき、以下に従って定めるものとする。

- (1) 対価の範囲は、以下のものとする。
 - ①運送サービスの利用に対する対価

②運送サービスと連続して、若しくは一体として提供される役務の利用又は設備の利用に対する対価

(2) 対価の水準は以下のとおりとする。

①運送の対価は、タクシーの上限運賃の概ね1/2の範囲内であること。

②運送の対価以外の対価は、実費の範囲内であること。

③均一制など定額制による運送の対価において、近距離利用者の負担が過重となるなど、利用者間の公平を失するような対価の設定となっていないと認められること。

④運送の対価を距離制又は時間制で定め、車庫を出発した時点からの走行距離を基に対価を算定しようとする場合は、当該旅客をタクシーが運送した場合の実車運賃の額に迎車回送料金を加えた合計額と比較して、概ね1/2の範囲内であると認められること。ただし、当該対価を適用する場合には、迎車回送料金を併せて徴収してはならない。

(3) 対価の適用方法

ア 時間制及び距離制の双方を定める場合、それぞれの適用方法について明確に基準が設けられ、あらかじめ旅客に対して適用する対価の説明がなされること。

イ 運送の対価は、1個の契約により乗車定員11人未満の自動車を貸し切って旅客を運送する場合の対価を定めるものであり、ウに規定する複数乗車（1回の運行で複数の利用者を運送するもの。以下同じ。）の場合を除き、旅客数に応じた運送の対価を収受することはできないものであること。

ウ 複数乗車の対価は、次のいずれかにより定めるものであること。

- ・個々の旅客から収受する対価が明確に定められており、かつ、自動車の乗車定員を最大限利用した場合における対価の総額が、同一距離又は時間を運行した場合におけるタクシー運賃額と比較して、概ね1/2の範囲内であると認められること。

- ・平均乗車人員が算出できる場合には、平均乗車人員で運行した場合の対価の総額が、同一距離又は時間を運行した場合におけるタクシー運賃額と比較して概ね1/2の範囲内にあると認められること。

エ 運送の対価以外の対価は、旅客が利用した設備又は提供された役務の種類ごとに金額を明記すること。

10. 運送主体における管理運営体制

(1) 運送主体は、運行管理の責任者の選任その他運行管理の体制整備を行わなければならない。また、運行管理の責任者は次の業務を行わなければならない。

①運転者の要件を定めない者に自動車を運転させないこと。

②死者又は重傷者を生じた事故等を惹起した運転者や運転免許停止以上の処分を受けることとなった運転者に適性診断を受けさせること。

③セダン型の自動車を使用して福祉有償運送を行う場合には、一定の要件を備える乗務員の乗車なしに運転者の要件を備えない者に運転させないこと。

④運転者に対する疾病、疲労、飲酒等の確認、運行の安全を確保するために必要な指示の実施、その内容の記録及び記録の1年間の保存

⑤運転者に対し乗務記録を作成させ、その記録を1年間保存すること

⑥運転者台帳の作成及び事務所への据え置き

- ⑦事故の記録を作成し、その記録を2年間保存すること
 - ⑧その他福祉有償運送自動車の運行の安全を確保するために必要な業務
- (2) 運送主体は事故が発生した場合に適切に対応するため責任者の選任及び連絡体制の整備を行わなければならない。また、事故が発生した場合は次の事項を記録し、その記録を2年間保存するとともに、市又は協議会より閲覧の要求があった場合には、これに応じなければならない。
- ①運転者の氏名
 - ②自動車登録番号その他の自動車を識別できる表示
 - ③事故の発生日時及び発生場所
 - ④事故の当事者（運転者を除く）の氏名
 - ⑤事故の概要（損害の程度を含む）及び原因
 - ⑥再発防止対策
- (3) 運送主体は、自動車の点検及び整備を適切に実施するため、整備管理の責任者の選任その他整備管理の体制整備を行わなければならない。
- (4) 運送主体は苦情処理の体制を整備し、旅客に対する取扱いその他福祉有償運送に関して苦情を申し出た者に対して、遅滞なく弁明しなければならない。また、苦情の申し出を受け付けた場合は次の事項を記録し、その記録を1年間保存するとともに、市又は協議会より閲覧の要求があった場合には、これに応じなければならない。
- ①苦情の内容
 - ②原因究明の結果
 - ③苦情に対する弁明の内容
 - ④改善措置
 - ⑤苦情処理を担当した者

11.実施状況の調査等

- (1) 運送主体が法第79条に基づき登録を受けた場合は、当該許可後必要に応じ協議会を開催し、運送の実施状況等を実地に調査し、問題点等を整備するものとする。
- (2) 上記登録を更新する場合は、協議会の協議を経るものとする。

12.その他

この指針に定めのない事項については、法、規則及び関係法令によるものとする。

附 則

この指針は、平成17年7月1日から施行する。

この指針は、令和5年 月 日から施行する。